

第2期
県央県南広域環境組合
地球温暖化防止実行計画

平成28年4月

« 目 次 »

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景	1、2
2. 計画の目的	3
3. 基準年度・計画期間・目標年度	3
4. 対象範囲	3
5. 対象とする温室効果ガス	3

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

1. 第1期実行計画の概要	4
2. 第1期実行計画の現状	5～7

第3章 第2期実行計画の二酸化炭素排出量の削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量	8
2. 二酸化炭素排出量の削減目標	8

第4章 目標達成のための具体的な取組

1. 日常的な取組み	9、10
------------	------

第5章 推進・点検体制及び推進状況の公表

1. 推進体制	11
2. 職員に対する啓発	11
3. 点検体制	11
4. 推進状況の公表	11

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は産業活動等により人為的に排出されている二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかになっています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。温暖化による悪影響を回避するためには、温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」への移行が求められている。

(2) 国の取組み

1997年12月の気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書において、我が国は2008年から2012年までの期間中に、温室効果ガス排出量を1990年の時点に比べて6%削減することを世界に約束しており、2005年4月に定められた「京都議定書目標達成計画」に基づき、取組みが進められてきた。

その後、2008年7月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、2050年までに温室効果ガス排出量を60～80%削減する長期目標設定されました。また、2009年9月の気候変動サミットでは、京都議定書に続く新たな国際枠組みの構築において、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減する中期目標が表明された。

しかし、東日本大震災の発生後、原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策の見直しに伴い、中期目標をゼロベースで見直すこととなり、2013年11月に開かれた気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、新たな目標として2020年の温室効果ガス排出量を2005年比で3.8%削減することが表明されました。さらに、2015年7月には2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという新たな目標が国連に提出されている。

この国際的な約束を果たすために、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」により、国・地方公共団体・事業者・国民がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが求められている。

（国の温室効果ガス排出量削減目標の主な推移）

1997年12月	気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、京都議定書が採択され、2008年から2012年までの期間中に、温室効果ガス排出量を1990年に比べ6%削減することを世界に約束
2008年7月	低炭素社会づくり行動計画を閣議決定し2050年までに温室効果ガス排出量を60～80%削減する長期目標を設定

2009年9月	気候変動サミットにおいて、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減する中期目標を表明
2012年4月	第四次環境基本計画において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減する長期目標を設定
2013年11月	気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年度の温室効果ガス排出量をゼロベースで見直し、2005年度比3.8%削減とする目標を表明
2015年12月	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減とする目標を表明

(3) 本組合の取組み

本組合では、平成23年3月に、法第20条の3第1項の規定に基づき、「県央県南広域環境組合地球温暖化防止実行計画（以下「第1期実行計画」という。）」を策定し、積極的に地球温暖化対策の取組みを進めているほか、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正により特定事業者は、エネルギー使用量やその削減計画を国に報告・提出する義務が課せられることとなり、エネルギー削減に取り組んでいる。

また、第1期実行計画が計画期間を経過したため、今回、平成28年度を始期として、5年間を計画期間とした「第2期県央県南広域環境組合地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）」を新たに策定します。

2. 計画の目的

本計画は、地方自治法第 292 条に基づき、法第 20 条の 3 を準用し本組合の事務及び事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

第 2 期実行計画の基準年度：平成 27 年度

“ 期間：平成 28 年度から

平成 32 年度までの 5 年間

“ 目標年度：平成 32 年度

4. 対象範囲

本計画の対象は、「本組合の事務及び事業」とする。

対象施設については、表 1 に示すとおりとする。

施設区分	施設の名称
ごみ処理施設	県央県南クリーンセンター、東部リーセンター、西部リーセンター
関連施設	用水ポンプ場
余熱利用施設	余熱利用施設（のんのこ温水センター）

【表 1 対象施設一覧】

ただし、県央県南広域環境組合が他者に委託して実施する事務または事業で、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、受注者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

5. 対象とする温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスのうち、エネルギー消費に由来する二酸化炭素 (CO₂) を対象とする。

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

1. 第1期実行計画の概要

(1) 策定時期

平成23年3月

(2) 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

(3) 対象となる施設

- ・県央県南クリーンセンター
- ・東部リレーセンター
- ・西部リレーセンター
- ・用水ポンプ場
- ・余熱利用施設（のんのこ温水センター）

(4) 削減目標

平成27年度における二酸化炭素排出量(CO₂)を、基準年度(平成21年度)に比べ6%削減を目標とした。

基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量
36,894 t-CO ₂	6%	34,680 t-CO ₂

2. 第1期実行計画の現状

(1) 削減実績

第1期実行計画の各年度二酸化炭素排出量は表2のとおりである。

また、目標年度である平成27年度の二酸化炭素排出量は、30,323t-CO₂であり基準年度の平成21年度と比較し、18%の削減となった。

【単位:t-CO₂】

年度	基準値	排出量実績	基準年度比
平成21年度 (基準年度)	36,894	—	—
平成23年度	—	27,767	▲25%
平成24年度	—	46,303	26%
平成25年度	—	38,954	6%
平成26年度	—	31,152	▲16%
平成27年度	—	30,323	▲18%

【表2 二酸化炭素排出量推移】

※四捨五入等により合計値が合わない場合がある。

(2) 各施設の二酸化炭素排出量

施設ごとの二酸化炭素排出量は、表3のとおり。

【単位:t-CO₂】

	県央県南 クリーンセンター	東部 リーセンター	西部 リーセンター	余熱 利用施設	用水 ポンプ場
平成21年度 (基準年度)	36,337	64	40	396	61
平成23年度	27,190	67	43	403	63
平成24年度	45,540	79	56	549	78
平成25年度	38,052	88	62	654	96
平成26年度	30,251	88	65	654	95
平成27年度	29,452	95	61	623	90

【表3 各施設二酸化炭素排出量推移】

※四捨五入等により合計値が合わない場合がある。

(3) 要因別の二酸化炭素排出状況

第1期計画期間の二酸化炭素排出量を平均値で要因別にみると、廃棄物の焼却58%、液化天然ガスの使用に伴うものが24%、電気の使用に伴うものが17%となっており、この3種類で二酸化炭素の排出量を占めている。このことから、本組合の事務及び事業の実施における二酸化炭素の排出については、以下の特徴が挙げられる。

- ・本組合の事務及び事業により排出される二酸化炭素総排出量の58%が一般廃棄物焼却量（非エネルギー起源）によるものである。
- ・本組合で使用する燃料使用量（エネルギー起源）では、液化天然ガス・電気の使用に伴うものが二酸化炭素総排出量を占めている。

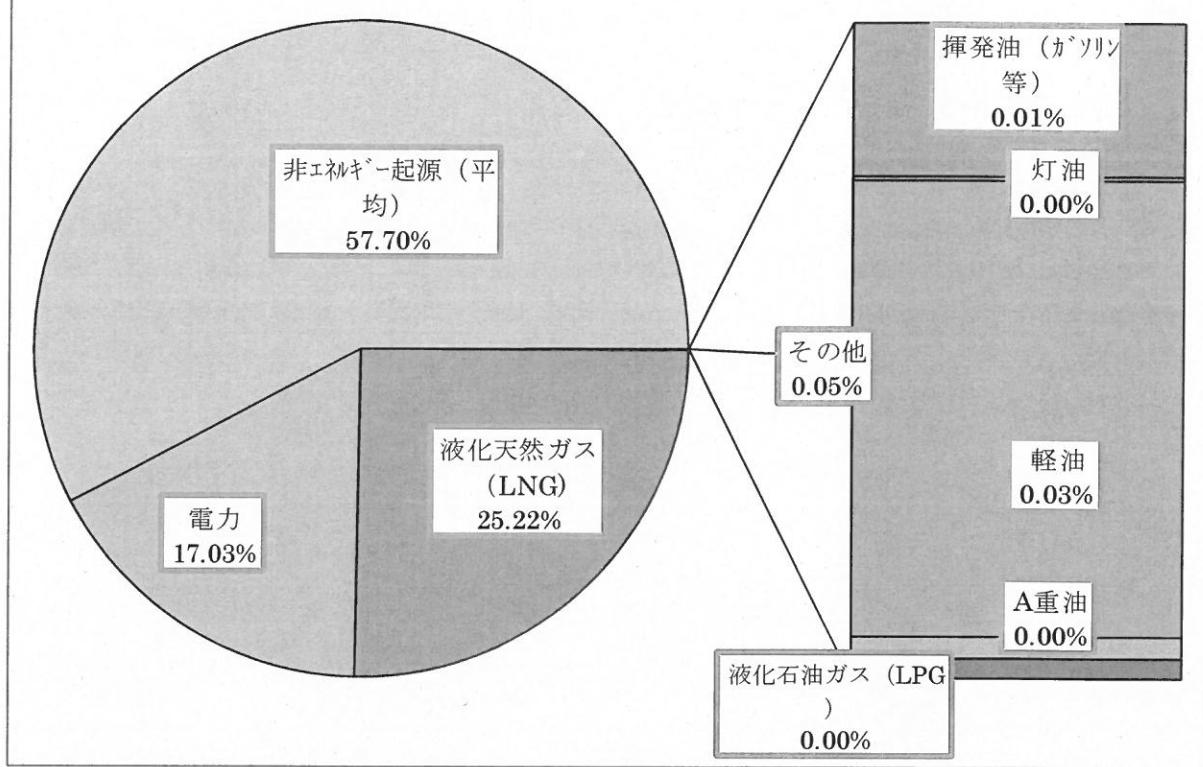
なお、詳細な内訳等は、表4及び図1のとおりとなっている。

項目	単位	使用量	排出量 [t-CO ₂]	構成比 (%)
(エネルギー起源) 燃料使用量	揮発油（ガソリン等）	kℓ	1.73	4.02
	灯油	kℓ	0.04	0.10
	軽油	kℓ	4.60	11.89
	A重油	kℓ	0.22	0.60
	液化石油ガス（LPG）	t	0.16	0.49
	液化天然ガス（LNG）	t	3,261	8,813
	電気使用量	千Kwh	10,944	5,952
一般廃棄物焼却量（非エネルギー起源）	t	7,594	14,782	58
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	34,944	20,162	100.0

【表4 第1期要因別二酸化炭素排出量（平均）】

※一般廃棄物焼却量は廃プラスチック類の焼却量とする。

要因別の排出状況 平均（23年度～27年度）



【図1 第1期要因別二酸化炭素排出量割合（平均）】

第3章 第2期実行計画の二酸化炭素排出量の削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本計画の事務及び事業における基準年度（平成27年度）の二酸化炭素排出量は、30,323t-CO₂とする。

区分	基準年度排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	30,323

2. 二酸化炭素排出量の削減目標

本計画では、本組合の事務及び事業の範囲において、平成27年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成32年度までに、二酸化炭素総排出量を5%削減することを目指す。

また、二酸化炭素総排出量に関する目標の設定に当たっては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）において、エネルギーを使用して事業を行うものに対し、エネルギーの消費を「年平均1%以上低減する努力目標」が示されたことから、当該目標を準用し、二酸化炭素総排出量を年平均1%削減し、計画期間の平成28年度から平成32年度までの5年間で5%の削減を目指とする。

区分	基準年度 (平成27年度)	削減目標	目標年度 (平成32年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	30,323t-CO ₂	5%	28,807t-CO ₂

なお、本目標については、関係法令や社会経済情勢などの変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜、修正等を図りながら本計画を推進する。

第4章 目標達成のための具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制等につながる取組みを全職員において、業務内容や状況等に応じて実行するものとする。

この際には、自主的、積極的に取組み職場全体での徹底を図る。

また、本組合の構成市と連携し、廃棄物発生の抑制に取組むこととする。

1. 日常的な取組み

(1) 室温の設定について

- ・室温の快適な温度設定とし、実測値と比較しながら適宜設定する。

(2) 電気等の使用について

- ・電気（照明、OA機器等）の節電に努める。

(3) 具体的な取組み内容

燃料使用にあたっての取組み	<ol style="list-style-type: none">ガス湯沸かし器の効率的使用を図る。公用車の不要なアイドリングや急発進・急ブレーキ等を止め、エコドライブを推進する。公用車の相乗りにより効率的な使用を図る。近距離での移動は、できる限り徒歩で移動する。新規に公用車を購入する場合は、可能な限り低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）の切替を推進する。設備（焼却炉等）の運転に係る燃料（LNG）は、処理等に影響が出ない範囲にて効率的使用を図る。
電気・水道の使用にあたっての取組み	<ol style="list-style-type: none">利用者がいないスペースの消灯を徹底する。昼休みや時間外勤務時の不要な照明の消灯を徹底する。照明は業務等に支障が出ない範囲で間引きする。自然光を取り入れ、窓際の照明の消灯に努める。エレベーターの利用は、やむをえない場合を除きできる限り階段を利用する。（2アップ3ダウン運動）OA機器の電源は、業務終了次第主電源を切る。冷暖房温度（夏 28°C、冬 19°C）を適切に設定し、空調設備の省エネ運転を行う。クールビズ、ウォームビズの励行。長時間使用しない電化製品のコンセントは抜く。施設の利用者には節水を呼びかけ、節減に努める。蛇口からの水量を減らし、節水に努める。処理設備の機械保全を適宜に行い、効率化運転を図る。効率的事務処理により、定時退庁をする。退庁時、周りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

物品の購入にあたっての取組み	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文具、事務機器等はエコマークやグリーンマークが表示されているもの。又は、同等の製品を購入する。 2. 事務用消耗品は、詰替え、リサイクル可能品を購入する。 3. 紙製品はできる限り、古紙配合率が高いものを購入する。 4. 電化製品等の物品の新規購入、レンタルをする場合には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入する。
廃棄物の減量化・リサイクルの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 印刷物は、可能な限り両面コピー印刷をする。 2. 裏面が使用できる排紙は再利用する。 3. 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等はその持参を呼びかける。 4. メモ用紙は不要紙を利用する。 5. ファイル、フォルダー等の再利用を心掛ける。 6. コピー機、プリンターのトナーカートリッジは詰替え製品を使用する。 7. 持ち込まれたリサイクル可能な古紙類は、有価物として契約締結業者に引き渡す。 8. 使用済み封筒を活用する。 9. 割り箸の使用を控え、マイ箸等を持参する。 10. 3R運動の取組みを推進する。

これまでに挙げた取組みのほかにも、網羅しきれていない取組みや今後の技術等の進展により、新たな有効な対策が確立されていくことも考えられることから、各課において常にそうした情報等を収集し効果的な対策の実施に努める。

また、本組合の二酸化炭素排出量に多大な影響がある、可燃ごみの「廃プラスチック類」の混入を少なくするため、更なる3R運動の推進の周知を、担当者会議等をとおし構成市へ要請していく。

第5章 推進・点検体制及び推進状況の公表

1. 推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、エネルギー管理標準の組織体制を準用し、組合事務局内において本計画の着実な推進と進行管理を行う。

2. 職員に対する啓発

- (1) 各施設においては、取組みの推進を図るための張り紙を掲示するなど、職員の意識啓発に努める。
- (2) 環境に関するシンポジウム、研修会等への参加に対して配慮する。
- (3) エネルギー管理企画推進者は、職員に対し地球温暖化防止対策に関する情報提供を行うとともに、計画の取組みについての啓発を行う。

3. 点検体制

エネルギー管理員は、各施設の推進状況を定期的に把握し、年1回の点検評価を行う。

4. 推進状況の公表

本計画の取組み結果は、年1回組合ホームページ等を利用し公表する。